

ネットワークビジョンを見据えた 基盤整備等の在り方について

2019年6月25日
基盤整備等の在り方検討WG事務局

NTT法

- NTT持株・東西の責務として、全国における適切・公平・安定的な電話サービスの提供を義務付け。
- NTT東西の本来業務として、1社だけでもサービスを提供し続ける「ラストリゾート事業者」として、自ら設置した設備を用いて電話サービス等を行うことを義務付け。

相互に補完

電気通信事業法

- NTT東西だけでは不採算地域のサービス提供を賄えなくなったことを踏まえ、競争を補完し、赤字の一部を補填するため、交付金制度を導入。
- 国民生活に不可欠なサービスについて、利用者利益を保護するため、料金を含む提供条件の適正性を確保するルール（契約約款の届出制等）を規定。

※その他、条件不利地域の光ファイバ整備等について補助事業あり。



人口減・コンパクトシティを見据え、質の高いサービスを効率的に提供する必要

👉 1社提供が前提の仕組みを見直し、効率化・支援強化を図る必要

2030年を見据えた環境変化



Society5.0を見据え、インターネットやモバイルがますます不可欠に

👉 電話時代のルールを見直し、ICTサービスの高度化に対応する必要

中間報告書 における 主な方向性

① 電話サービスの持続可能性の確保

- 当面の間、ライフラインとしての電話サービスは重要であり、現行制度は原則として維持する。
- 離島向けの電話サービス等について、サービスの継続的提供を確保するため、NTTによる無線を利用した電話の提供を認めるに当たり、公正競争環境や安定的なサービス提供を確保するための措置を講じる。

② 新たなサービスの利用環境の確保

国民生活に不可欠なサービスが拡大していることに対応するため、電話を前提としたユニバーサルサービス制度を見直し、例えば、ブロードバンドサービスを将来的にユニバーサルサービスに位置付けることも見据え、ユニバーサルサービス制度の在り方について多角的に検討する。

1. 電話サービスの持続可能性の確保

中間報告書における考え方

- NTT法の趣旨を踏まえ、NTT東西の電話サービスの提供については、自己設備設置を基本とすべき。
- その上で、2030年代に向けた社会構造の変化等を見据えれば、NTTが提案している他者設備を利用した電話サービスの提供について、他者設備の利用が真に必要・合理的と認められる場合、これを例外的に認めることは、将来にわたる安定的で低廉なサービス提供に資すると言えることから、セーフガード措置を講ずることも含め、所要の制度整備を行うべき。
- NTTにおいても、国民の理解を得るべく、他者設備の適切な利用について、検討を具体化すべき。
- 今後、他者設備を利用した電話サービスの提供においても、現行の固定電話と比較し、利用者にとって適切な通信品質等が確保されるよう技術的観点からの検討が必要。
- 他者設備利用など電話サービス提供方法の変化に伴う効率性向上の効果を交付金の算定においてどのように反映すべきかという点についても検討していくべき。

WGにおける検討事項(案)

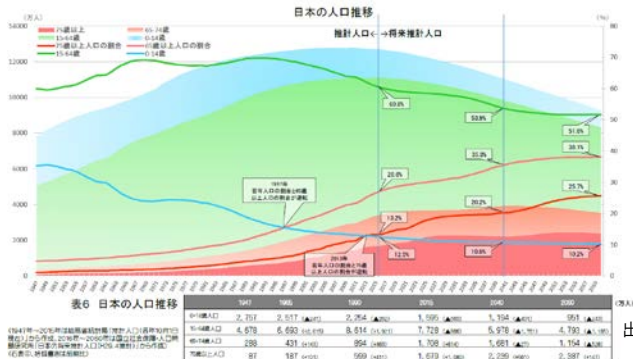
- 他者設備の利用を例外的に認めるに当たり、以下のセーフガード措置等についてどのように考えるか。
 - 将来にわたる安定的で低廉なサービス提供の実現に資する観点から、真に必要・合理的と認められる場合に限る必要があるところ、どのような場合が考えられるか。例えば、対象となる業務区域ごとに、需要が極めて限定的であって、メタルケーブルの再敷設を行おうとした場合、かえって全体の投資計画に支障をきたすおそれがあるような場合に限定することも考えられるがどうか。
 - NTT東西による安定的なサービスの継続的な提供を確保することが必要であるところ、その要件についてどのように考えるか。例えば、仮に他者設備が利用できなくなった場合、NTT東西に対して、改めて自己設備を設置することを含め、サービス提供を維持するための措置を求めることも考えられるがどうか。
 - 電話で実現しているサービス品質を可能な限り維持していくことが必要であるところ、その要件についてどのように考えるか。例えば、緊急通報受理機関への接続や音声品質(遅延、ゆらぎ、損失等)については、現在の電話サービスに求められる技術的要件を可能な限り確保するよう求めることも考えられるがどうか。
 - 公正競争環境の確保が必要であるところ、その要件についてどのように考えるか。例えば、モバイル事業者等からの回線調達等に当たり、NTT東西によるグループ会社に対する不当な差別的取扱いを禁止することも考えられるがどうか。
- 上記のような要件を満たすことを前提として他者設備の利用を例外的に認めることに留意しつつ、現行の交付金制度における補填額算定において、他者設備の利用による効率性向上の効果をどのように反映するべきか。

(参考) 人口減少局面におけるICT活用の在り方

Society 5.0時代を見据えれば、人口減少局面においても横串としてのICTの活用が一層重要となる一方、電話を含むICTについても、他の公共インフラと同様、社会全体の効率化の流れを踏まえていく必要がある。

日本の人口の推移

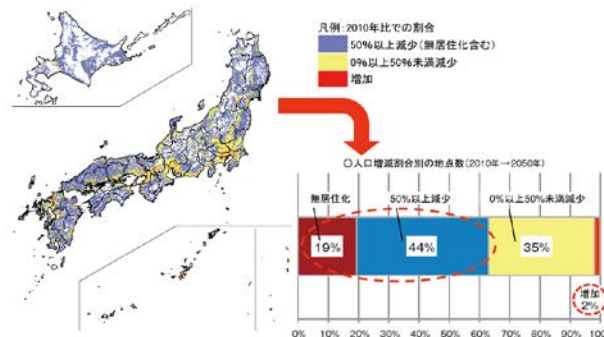
- 出生数が死亡数を下回る「自然減」の傾向が強まり、2040年頃には毎年100万人近くが減少。



出典：「自治体戦略2040構想研究会(第1回)事務局資料」

2050年の人口増減状況

- 現在の居住地域(1km²単位)の6割以上で人口が半分以下となり、約2割は人が住まなくなる。
- 人口が増加する地点は全体の約2%(主に大都市圏に分布)。



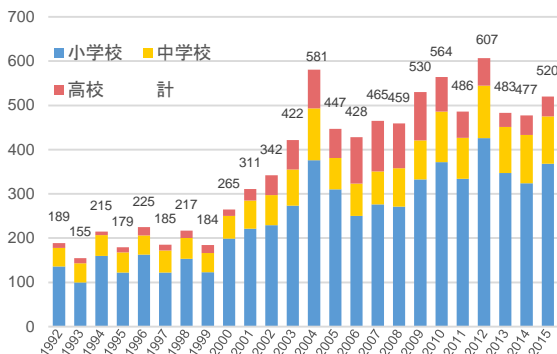
出典：国土交通省「国土のグランドデザイン2050」

個別分野における課題例

様々なインフラを地方で維持することが困難となり、広域連携やコンパクトシティ化は不可避。

学校

- 児童生徒数の減少により、小規模校や廃校が増加。

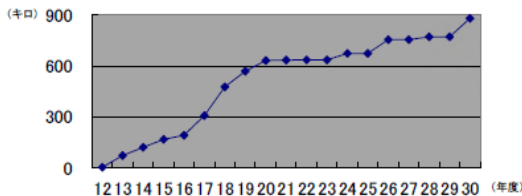


出典：文部科学省「廃校施設等活用実態調査」(平成28年5月1日現在)より作成

公共交通

- 鉄道等の廃止路線が増加。

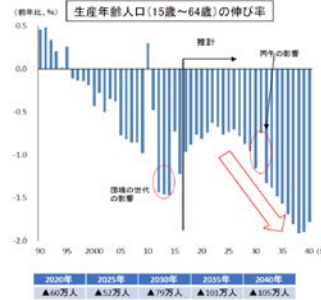
鉄道廃止路線長の推移(平成12年以降累計) 【平成30年4月1日時点】



出典：国土交通省HP「地域鉄道の現状」(近年廃止された鉄道路線)】

労働力

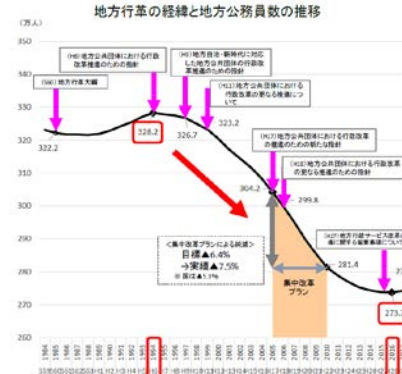
- 生産年齢人口の減少が加速。



出典：内閣府経済財政諮問会議「2030年展望と改革タスクフォース報告書」

行政

- 地方行革により地方公務員数は減少。



出典：「自治体戦略2040構想研究会(第8回)事務局資料」

(参考) NTT法における「ユニバーサルサービス制度」の位置付け

- NTT法は、NTT持株・東西に対して、電話の役務の提供を義務付けるとともに、それを含む地域電気通信業務をNTT東西の本来業務として規定すること等により、公正競争の促進を旨としつつ、競争を補完するものとして、電話サービスの適切・公平・安定的な提供を通じて、「ユニバーサル・サービス」の確保を図っているとされている。
- NTT法の関連規定(自己設備設置要件等)については、上記のような規制の背景・趣旨を踏まえつつ、人口減少・過疎化の進展等、サービス提供を巡る環境変化に対応していくことが求められる。

①電話の役務の提供に関する責務(NTT法第3条)

- NTT持株・東西は、全国における適切・公平・安定的な電話サービスの提供を義務付けられている。これは、国民の日常生活に不可欠で重要な加入電話サービスについて、全国における安定的な供給を確保するために設けられたもの。
- NTT持株・東西は、独占的な地位と安定的な財源に基づいて全国ネットワークを整備した旧電電公社から、設備、人員、業務の全てを承継したことから、その特別の地位に着目した規定であるとされている。

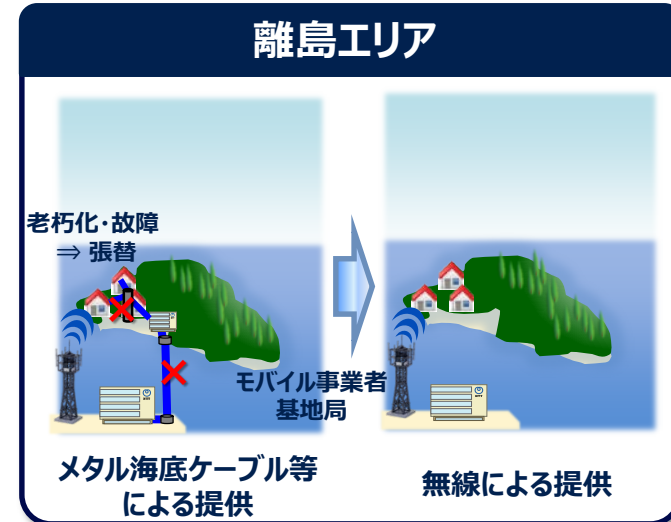
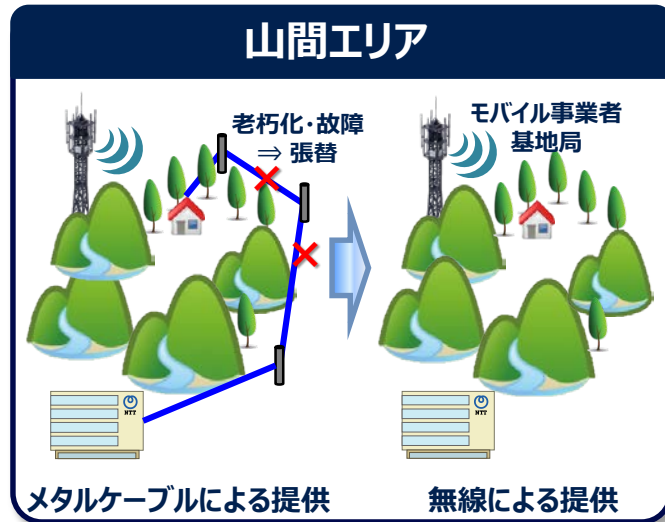
②地域電気通信業務に関する規定(NTT法第2条)

- NTT東西は、「地域電気通信業務」として、「同一の都道府県の区域内における通信を他の電気通信事業者の設備を介することなく媒介することのできる電気通信設備を設置して行う電気通信業務」等を営むことを目的とする株式会社として設立された。これは、NTT再編成に当たり、構造分離により公正競争を図る観点から、区域外通信等において新規参入が進展すると想定されたことから、NTT東西の業務範囲を区域内通信(県内の音声通信サービス等)に限定するために設けられたもの。
- 一方、自己設備設置要件は、公正競争上の理由に加え、区域内通信が、電柱・管路・とう道等の線路敷設基盤や加入者回線設備等のボトルネック設備を前提とする業務であり、NTT東西がこれらの基盤を公社から独占的に継承した点を踏まえ、NTT東西に対し、他者が撤退してもサービス提供を維持する「ラストリゾート」としての設備設置を義務付ける趣旨とされている。

③利用者利益の確保に関する規定(NTT法第12条等)

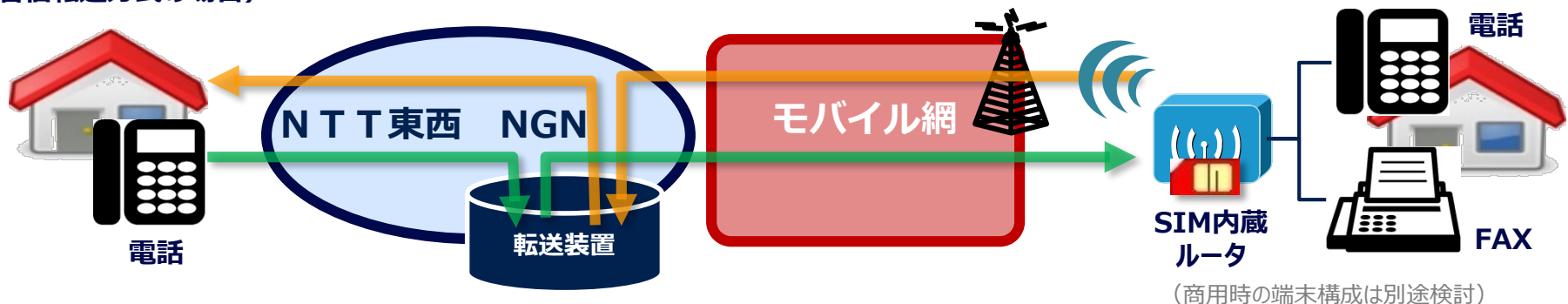
- NTT東西の提供するサービスの提供条件について、NTT法上の直接規定はないが、事業計画に対する総務大臣の認可(12条)、財務諸表の総務大臣に対する提出義務(13条)等の規定を通じ、構造的に利用者利益を確保する仕組みである。

- 山間僻地、離島等の地域においては、固定電話の提供に用いるメタル回線が老朽化した場合にはメタル回線による再敷設が行われることとなるが、再敷設が極めて不経済となる場合が想定される。
- 将来にわたり、現在の提供地域において「電話の役務」を低廉に利用できる状況を持続的に確保するため、NTTからは無線技術の活用等、提供手段の効率化が提案されている。



NTTが検討中の提供方式のイメージ

(着信転送方式の場合)



中間報告書における考え方

(1) 不可欠なサービスの拡大・多様化への対応

- Society5.0時代を見据え、今後国民生活に不可欠なサービスが多様化することを踏まえれば、技術中立性確保の観点からも、いつまでも加入電話等のみが基礎的電気通信役務として位置付け続けられることが適当とは思われない。そのため、国民生活に不可欠となる新たなサービスとして、例えば、ブロードバンドサービスを将来的に基礎的電気通信役務として位置付けることも見据え、現行制度の在り方について検討していくことも考えられる。
- その検討に当たっては、国民経済全体における負担を考慮し、2025年に完了が予定されているIP網への移行状況等も踏まえるとともに、多角的に検討していくことが必要。
- なお、携帯電話サービスについては、国民生活に不可欠なサービスとなっている一方で、①ブロードバンドサービスに比べて地方での基盤整備が進展しているとともに、料金等の提供条件を適正化するための競争促進に向けた取組が着実に進められていること、②5G以降のネットワーク構成を見据えると、固定通信と移動通信の関係等、サービスの位置付けが大きく変化すると想定されることから、現行の基礎的電気通信役務の対象として位置付けることは適当ではない。

WGにおける検討事項(案)

(現行制度との関係)

- 現行制度は、電話サービス等について、既に利用可能性が確保されていることを前提に、引き続き、その提供を全国的に維持することを目的としたものである。同様に、将来的にブロードバンドサービスを基礎的電気通信役務として位置付けた場合も、既に利用可能性が確保されたサービスの提供維持を目的とすることとし、新規整備の促進については、引き続き、予算措置等を活用していくことが適当ではないか。

(サービス品質・水準等の確保)

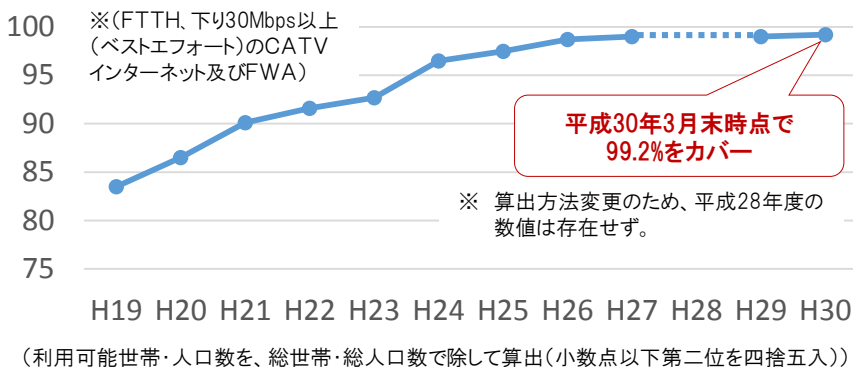
- 現行の基礎的電気通信役務の対象である電話サービスは技術進展が一巡しており、細かな品質基準が設けられている。一方で、ブロードバンドサービスは、電話サービスと異なり、今後も大幅な技術進展やニーズの変化が見込まれるとともに、多様な主体により提供されていることを踏まえると、将来的にブロードバンドサービスを基礎的電気通信役務として位置付けた場合に、制度的に確保すべき品質・水準等の在り方についてどう考えるか。

(利用者利益の確保の観点からの規律の在り方)

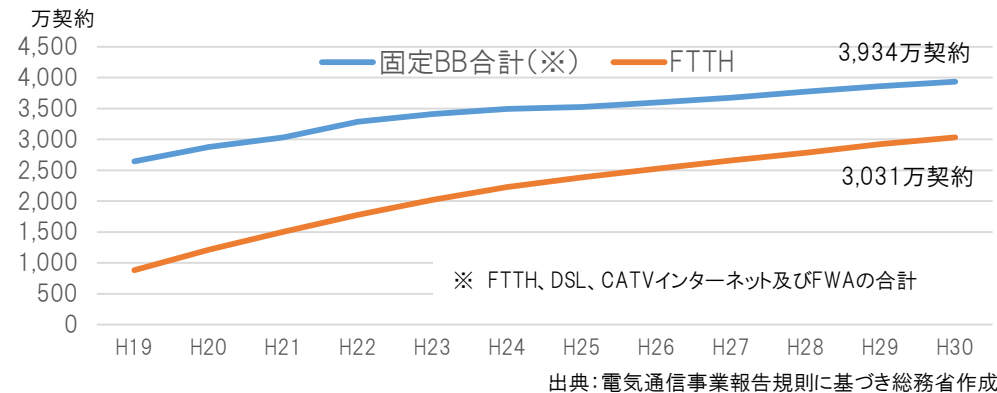
- 国民生活に不可欠なサービスである基礎的電気通信役務においては利用者利益を確保する観点から一定の規律(例:約款規制、技術基準等)が求められる一方で、ブロードバンドサービスは、多様な主体によって提供され、都市部においては競争によって利用者料金の低廉化等が期待される等、地域毎に競争環境が異なることを踏まえ、利用者保護のための規律の必要性和市場競争のバランスをどのように確保すべきか。

- **超高速ブロードバンドは全国の99.2%の世帯をカバーしているが、人口が少ない地域等では十分な設備競争が進展していない。**
- **平成19年以降、固定ブロードバンド全体、FTTHサービスの契約数は一貫して増加している一方で、FTTHサービスの料金は近年変動がない。**

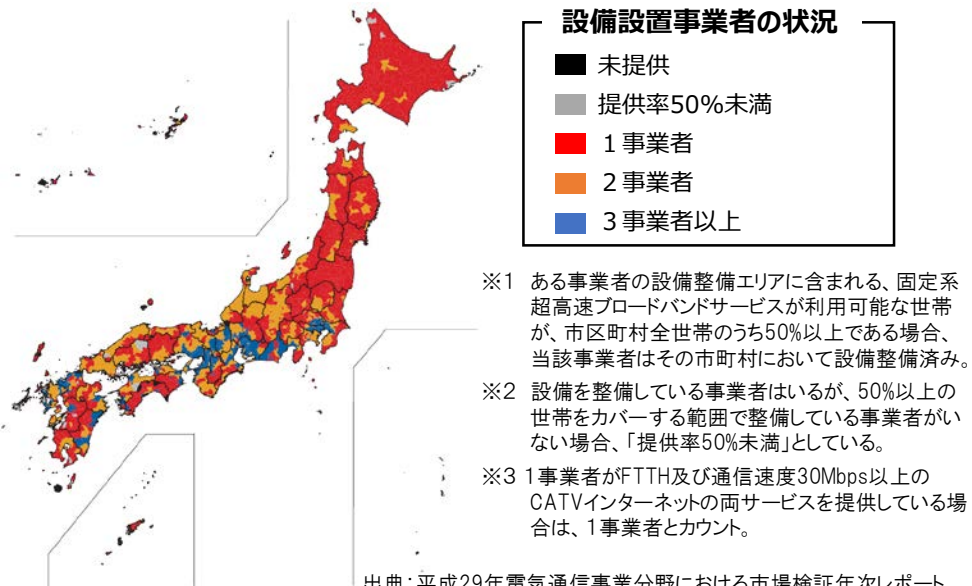
超高速ブロードバンドサービス※の世帯カバー率



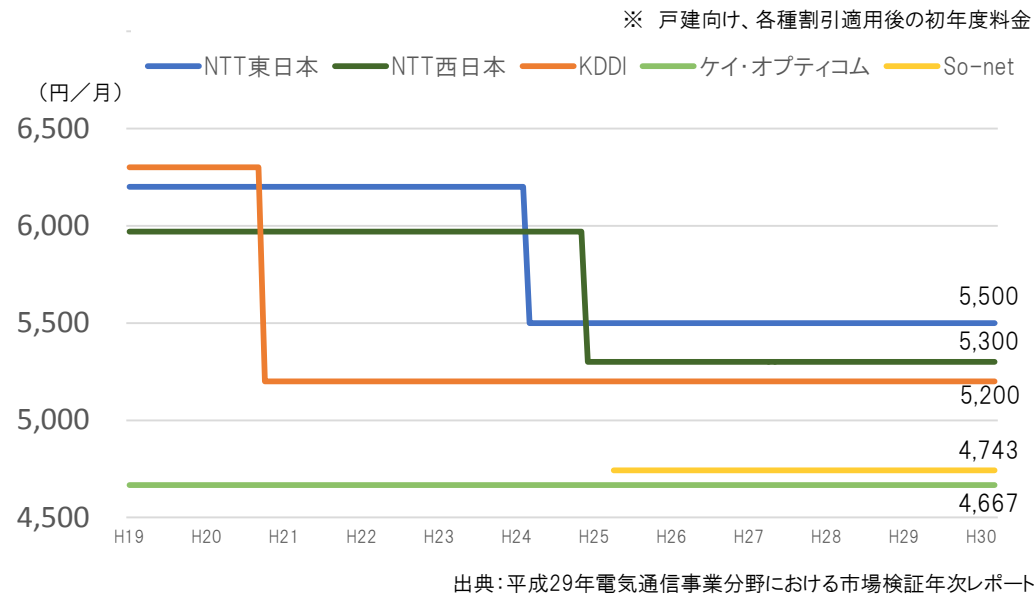
固定系ブロードバンド市場の契約数の推移



固定系超高速ブロードバンドにおける設備競争の状況



FTTHサービスの月額料金の推移



	米 国	英 国	カナダ	韓 国	E U
BBのユニバ該当性	△ (法令上指定可能だが実例なし。 (2019年1月現在) BBサービス提供をユニバ基金受領の要件化)	○ (2018年のユニバ命令改定により対象に追加) ⇒2019年6月にBT(ハル市以外の全国)及びKCOM(ハル市)を提供事業者に指定。	○ (2019年より対象予定)	○ (2020年に施行予定の改正電気通信事業法施行令に基づき対象とする予定)	○ (2018年の欧州電子通信法典で追加。加盟国は2020年12月までに国内法化が必要)
伝送速度	原則、下り25Mbps以上、上り3Mbps以上(※)	下り10Mbps以上、上り1Mbps以上	下り50Mbps以上、上り10Mbps以上		(未定)
遅延特性	VoIPを提供可能な水準(原則、100ms以下)(※)	エンドユーザが有効に音声通話可能な水準		(未定)	(詳細な基準は、2020年6月までに開始されるBEREC(欧州電子通信規制者団体)の調査を踏まえつつ、加盟国が自国の状況に応じて個別に規定。)
料金等	都市部における同等のサービスの料金と比較して合理的に同等な料金(都市部料金調査に基づくベンチマークを公告)	単一小売料金(月額45ポンド以下)	(規定なし)	(対象となるBBサービスの詳細は、科学技術情報通信部長官が別途定める。 ・利用状況、普及状況及び技術発展などを考慮して伝送速度及び提供対象などを定める。 ・関連損失補填金の算定については別途規定する。 (なお、詳細は2019年5月時点で未発表。))	
その他	(※) 具体的な要件は、逆オークション開始時のFCC公告にて規定。2018年2月に開始されたCAF II オークションにおける規定は次のパターン別に加点評価。 (伝送速度:下り/上り) ①10Mbps/1Mbps ②25Mbps/3Mbps ③100Mbps/20Mbps ④1Gbps/500Mbps (遅延特性) ①100ms以内 ②750ms以内 また、実効伝送速度の計測手法を規定。	【他の提供条件】 (提供技術) FTTP、VDSL、4G等 (データ通信容量) 100GB/月以上 (コンテンション率) 50:1以下 【提供対象】 ・上記仕様の条件を満たすBBIに、良心的な料金でアクセスできない世帯・事業所 ・利用者が申請してから1年以内に、公的資金を活用した施策によって同サービスが利用できない世帯・事業所	【基金規模】 2019年予算で、総額7.5億カナダドルのBB基金の設立を予定。 【普及目標】 2021年までに90%、2026年までに95%、2030年までに100%		【加盟国共通の基準】 e-mail、検索エンジン、インターネット・バンキング等の一定のサービスを利用できる水準であることが求められる。

- 基礎的電気通信役務については、国民生活に不可欠であり極めて公共性が高いと考えられることから、主に利用者利益の保護の観点から、他の電気通信役務に対する規律よりも強い規律が課されている。

(注)下表において、「法」は電気通信事業法を指す。

基礎的電気通信役務を提供する者に係る規律	規律の内容
契約約款に係る義務	<ul style="list-style-type: none">● 契約約款の事前届出義務 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その提供する基礎的電気通信役務に関する料金その他の提供条件について、契約約款を定め、実施前に総務大臣に届け出なければならない。(法第19条)● 約款外での役務提供の禁止 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、法第19条第1項の規定により契約約款で定めるべき料金その他の提供条件については、同項の規定により届け出た契約約款によらなければ基礎的電気通信役務を提供してはならない。(法第19条)● 契約約款の公表義務 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、第19条第1項の規定により届け出た契約約款を、公表するとともに、営業所その他の事業所において公衆の見やすいように掲示しておかなければならない。(法第23条)
会計整理義務	基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、総務省令で定める勘定科目の分類その他会計に関する手続に従い、その会計を整理しなければならない。(法第24条)
技術基準適合維持義務	<ul style="list-style-type: none">● <u>基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。</u>(法第41条)● 電気通信設備の使用を開始しようとするときは、当該電気通信設備が、総務省令で定める技術基準に適合することについて、総務省令で定めるところにより、自ら確認しなければならない。(法第42条)
役務提供義務	基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、正当な理由がなければ、その業務区域における基礎的電気通信役務の提供を拒んではならない。(法第25条)

中間報告書における考え方

(2) 交付金制度の見直しを通じたサービスの安定的な提供の確保

- (1)の考え方を踏まえ、将来的に基礎的電気通信役務の対象範囲が拡大することを見据えた場合、地域によっては、国民生活に不可欠であるものの、市場競争が行われない等により、利用可能性を担保できないものもあると考えられることから、安定的なサービス提供を確保するための制度等の在り方について、あわせて検討を深めていくべき。
- 特に、ブロードバンドサービスを基礎的電気通信役務として位置付けた場合の制度の在り方については、多角的に検討していくことが必要。

WGにおける検討事項(案)

(交付金の活用について)

- ✓ ブロードバンドサービスは、多様な主体により提供されており、条件不利地域においては、国・自治体の負担により通信基盤を整備し、自治体や電気通信事業者がサービス提供を行う場合等があることを踏まえると、条件不利地域におけるサービス提供の維持について、現行の交付金制度を活用することの妥当性についてどう考えるか。

(交付金を活用する場合の支援対象、要件等について)

- ✓ 交付金による支援対象とする場合、ブロードバンドサービスについては、電話サービスと異なりNTT法上の責務規定が適用されないため、安定的なサービス提供を確保する観点からは、現行の支援方法である「赤字額の一部のみの補填」を見直し、交付金による補填割合を高めるべき(例:全額補填)との指摘があることについてどう考えるか。
- ✓ 一方で、真に不可欠なサービスを確保し、国民経済全体に対する負担を抑制する観点から、支援対象となるエリア及び主体をどのように考えるか(例:条件不利地域等に支援対象の地理的範囲を限定すべきか、対象エリアにおける支援対象主体を限定すべきか等)。また、支援対象となる事業の効率性を制度上どのように確保していくべきか。
- ✓ この他、安定的なサービス提供を確保する観点から、支援を受ける者がサービスを提供するに当たり求められる要件、サービス品質、技術中立性等の確保についてどのように考えるか。

(交付金を活用する場合の負担の在り方について)

- ✓ 交付金制度を活用する場合、国民的なコンセンサスが得られる負担の在り方(例:負担事業者の範囲、利用者への転嫁等)についてどう考えるか。

- 光ファイバや携帯電話基地局等については、民間事業者による整備を基本としつつ、条件不利地域においては国・自治体の負担により整備を行い、自治体や電気通信事業者が運営を行う場合がある。
- 新規整備時以外には国庫補助による財政支援が存在しないため、設備の維持・更新費用の負担が自治体にとって課題となっている。

国・自治体による整備方式

新規整備時	
公設公営	自治体が光ファイバを整備し、自治体が住民にブロードバンドサービスを提供。 (国庫補助、地方財政措置が活用可能なケースあり)
公設民営 (IRU※方式)	自治体が光ファイバを整備し、事業者に貸与。事業者が住民にサービス提供。 (国庫補助、地方財政措置が活用可能なケースあり)
民設民営 (一部負担方式)	事業者が光ファイバを整備し、事業者が住民にサービスを提供。自治体が整備費・維持管理費の一部を負担する場合あり。 (H31年度以降は国庫補助事業新設。地方財政措置が活用可能なケースあり。)

※ IRU:当事者の合意がない限り破棄又は終了させることができない長期安定的な使用权を契約により設定。

維持・更新時	
公設公営	設備の維持・更新費用は 自治体が負担 。
公設民営 (IRU方式)	設備の維持・更新費用は 自治体が負担 。維持費用の一部は、IRU契約による設備賃貸料によって、通信事業者の保守委託費と相殺。
民設民営 (一部負担方式)	設備の維持・更新費用は 民間事業者が負担 。 自治体が当該費用の一部を負担する場合がある。

※ 主な事例であり、自治体によって状況等が異なる場合がある。

支援スキーム

情報通信基盤整備推進事業

事業主体:自治体
対象地域:条件不利地域 (離島、過疎地域等)
補助対象:超高速ブロードバンド基盤 (光ファイバ等)

<イメージ図> 電気通信事業者 (インターネット) が 医療機関等、一般世帯、市役所等 へ サービスを提供する様子。光ファイバ等を整備する場合に補助。

高度無線環境整備推進事業

事業主体:自治体・民間事業者等
対象地域:条件不利地域 (離島、過疎地域等)
補助対象:無線局の前提となる光ファイバ

<イメージ図> 無線局 (無線局エントランス) が 通信ビル等、地域活性化等に利用される様子。無線局の前提となる光ファイバの整備に補助。

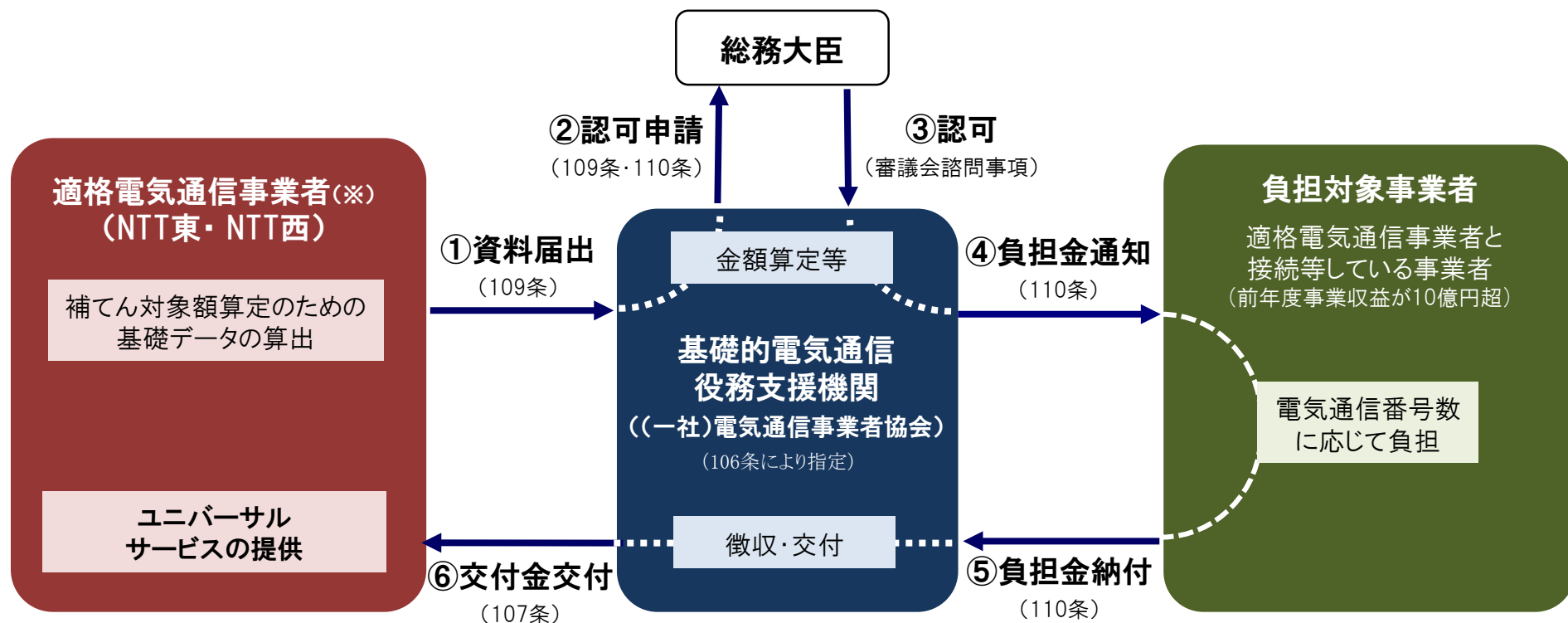
財政支援スキームなし (地方財政措置は活用可能なケースあり)

設備更新費用補助等に関する地方自治体等からの要望

自治体A	公設による情報通信基盤整備を推進してきたところであるが、 整備後における設備の更新費用が課題 。
自治体B	公設で整備した超高速ブロードバンドの 設備更新に対する新たな支援制度を創設することを要望 。
自治体C	超高速ブロードバンドの整備に対する支援を強化するとともに、これらの 維持・管理・更新に対する支援措置創設を要望 。

(参考) 基礎的電気通信役務の制度に基づく補てんの流れ

- 適格電気通信事業者(ユニバーサルサービス提供事業者。NTT東西)が設置する設備と接続等を行うことによって受益している他の電気通信事業者が応分のコスト負担を行うことにより、電気通信事業者間でユニバーサルサービスに伴う費用を負担する制度。



(※)適格電気通信事業者の要件
アナログ電話又は光IP電話の提供可能世帯数割合が100%であること、公衆電話の設置台数が都道府県ごとの設置基準に適合していること。(108条等)

(注)条文はすべて電気通信事業法。

加入電話(基本料金)

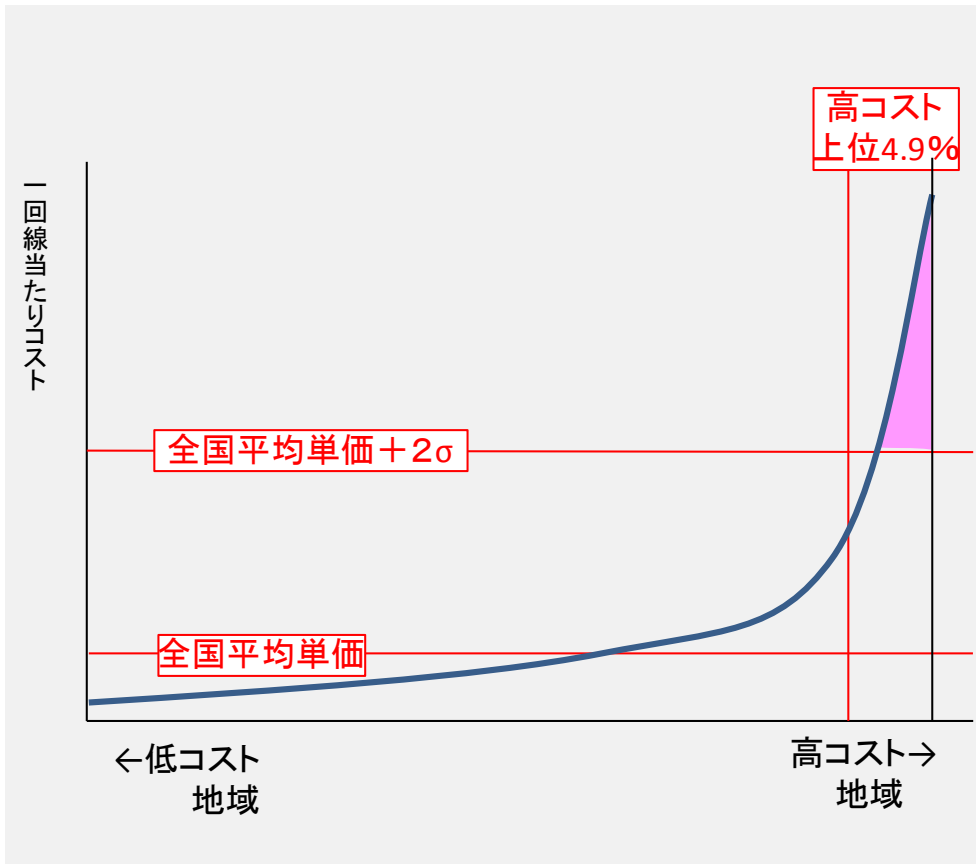
- 加入者回線のうち高コスト地域(上位4.9%)に属する回線について、長期増分費用(LRIC)モデルで算出した回線原価と一定基準の原価(ベンチマーク)の差額を補填。
- 高コスト地域とは、制度開始時点(平成17年度)において1回線あたりのコストが「全国平均単価+標準偏差の2倍」以上となる地域(上位4.9%)をいう。

緊急通報

- 加入者回線のうち高コスト地域(上位4.9%)に対応した緊急通報のつながり込み回線について、長期増分費用(LRIC)モデルで算出した回線原価を補填。

第一種公衆電話

- 長期増分費用(LRIC)モデルで算出した原価と収入の差額を補填。



認可年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
NTT東西におけるユニバ収支※1	▲518億円	▲849億円	▲1,255億円	▲1,312億円	▲1,185億円	▲1,103億円	▲1,079億円	▲1,022億円	▲819億円	▲818億円	▲816億円	▲796億円	▲535億円
NTT東西への補填額	152億円	136億円	180億円	188億円	152億円	111億円	74億円	69億円	69億円	68億円	69億円	65億円	65億円
1番号あたりの月額負担額(番号単価)※2	7円 /月・番号	6円 /月・番号	8円 /月・番号	8円 /月・番号	7円 /月・番号	(1~6月)	3円 /月・番号	3円 /月・番号	2円 /月・番号	(1~6月)	(1~6月)	2円 /月・番号	(1~6月)
						5円 /月・番号				(7~12月)	(7~12月)		(7~12月)

※1 ユニバ収支は、認可年度の前年度のもの。平成30年度は平成29年度赤字額に対する交付金額(補填額)等を認可。
 ※2 番号単価は認可の翌年1月から適用。

- WG検討事項(案)に基づき、関係団体・事業者からヒアリングを行い、本年9月を目途に論点(案)を整理。

検討事項① 電話サービスの持続可能性の確保

【ヒアリング内容】

- 他者設備の利用による固定電話の提供に関する具体的な計画
- 他者設備の適切な利用の確保のために講じるべきセーフガード措置に関する考え方 等

【ヒアリング対象者】

- NTT、KDDI、ソフトバンク（本日）

検討事項② 新たなサービスの利用環境の確保

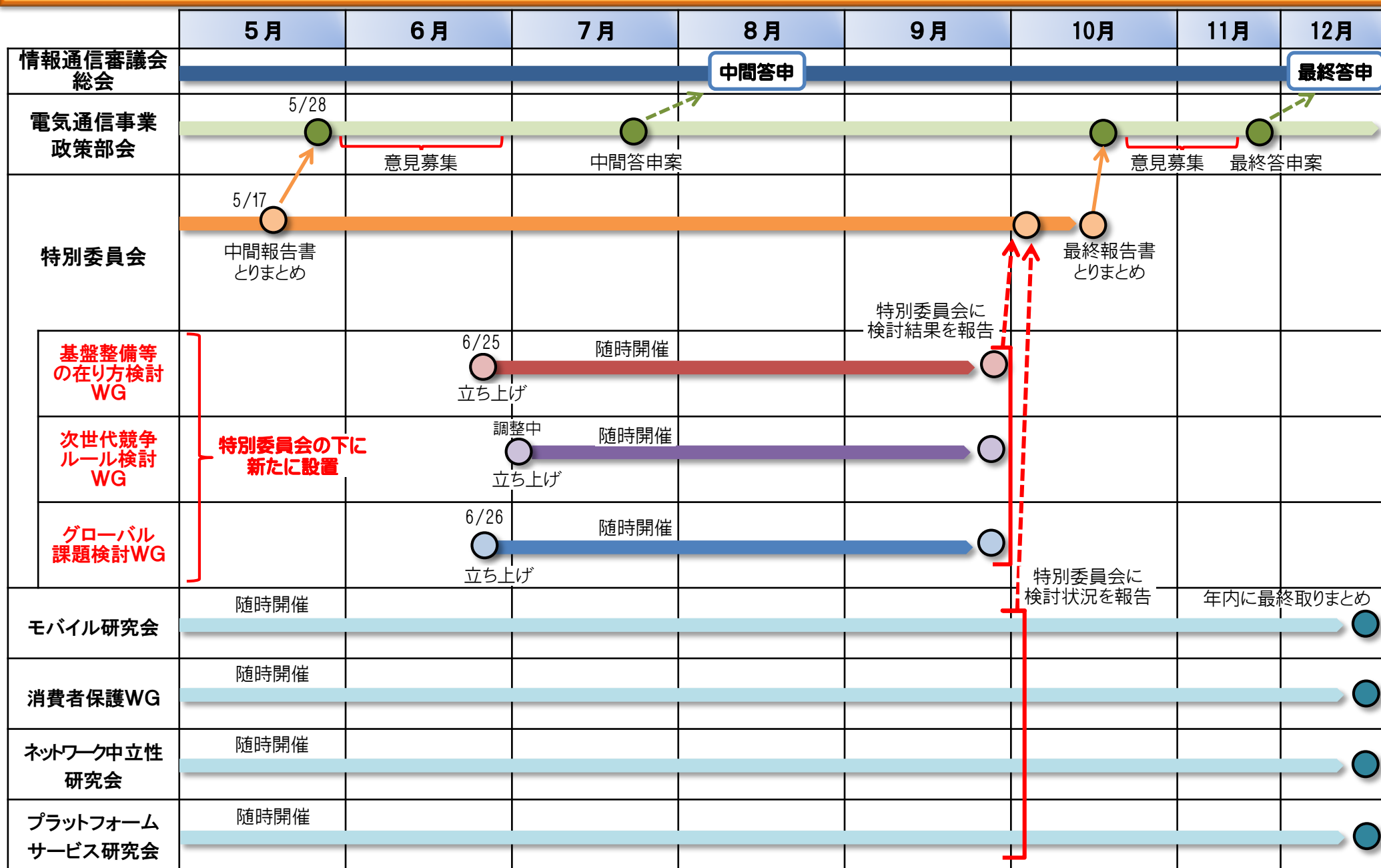
【ヒアリング内容】

- ブロードバンドサービスを基礎的電気通信役務に位置付けた場合の課題
- その他本WG検討事項(案)に対する考え方 等

【ヒアリング対象者】

- 地方公共団体、CATV事業者、ブロードバンドサービス提供事業者 等（第2回以降）

包括的検証に係る今後の検討スケジュール(案)



※ 情報通信審議会の開催予定時期を含め、上記は全て現時点での想定。